

第2回東大阪市上下水道事業経営審議会 会議録

◆日 時 令和4年7月5日（火）13:30～14:30

◆場 所 東大阪市上下水道局 水道庁舎2階 第1会議室

◆次 第

1. 開会
2. 会議の公開及び傍聴者の入場
3. 議事
(案件) 前回意見を踏まえた料金体系案のシミュレーション結果の提示、料金体系の決定
4. 閉会

◆出席者

資料-1 出席者名簿 参照

◆配布資料

資料-1 出席者名簿

資料-2 前回意見を踏まえた料金体系案のシミュレーション結果の提示、料金体系の決定

◆会議録

1 開会

○ 開会

これより第2回、東大阪市上下水道事業経営審議会を始めます。

○ 資料確認

資料は、

資料－1 出席者名簿

資料－2 前回意見を踏まえた料金体系案のシミュレーション結果の提示、料金体系の決定

です。

2 会議の公開及び傍聴者の入場について

○ 傍聴者の入場

本審議会の会議につきましては、審議会規程第6条第3項に基づき原則公開することとしておりますが、本日傍聴人の受付はございませんでしたことをご報告させていただきます。

○ 会議の公開について

本懇話会につきましては、議事録作成のため、録音させていただき、また、作成した議事録は皆さまにご確認いただいた後、個人名を伏せた状態で市ホームページに公開させていただきます。

○ 委員及び出席者の紹介

(庶務より、今回から参加する理事者の所属・役職、氏名を紹介)

3 議事

(案件) 前回意見を踏まえた料金体系案のシミュレーション結果の提示、料金体系の決定

(庶務より、資料－2「前回意見を踏まえた料金体系案のシミュレーション結果の提示、料金体系の決定」の内容について説明)

○ 質疑応答

【委員】

当初目標とされた方向と違うことになるかと思いますが、急激な（料金）アップというのは市民の皆さんの理解を得づらいいと思いますので、現行一律アップというのもやむを得ない方法かと思います。

【委員】

消費者の立場から申しますと、7m³までの利用者がとても多いため、基本水量を廃止して、ゼロから（従量料金が発生するよう）にしていきたいです。環境問題や節水にも取り組んでいる人がいます。この頃、空き家も多いです。

大阪市でも 850 円取っているので、基本料金の 608 円を 850 円程度まで上げるのは仕方ないかと思います。

【委員】

確かに最初から少し変更していった部分はあると思います。値上げ幅を 20% 少して抑えることによって、まず市民の方々の賛同を得てから、その後いろいろ考えていくこともあるかと思います。

この現行一律アップでの進め方が、今回の値上げやその後の進め方にも道筋が立ちやすいのではないかと思いますので、お伝えさせていただきたいと思います。

【委員】

将来の安定的な事業運営ということを考えますと、今回、料金改定をして、収益を増やしていくということは、必ず行わなければならない第一の目標だったと思います。

昨年度からこの審議会で、口径別の料金体系を導入するというところで、議論を進めてこられたと思うんですけども、実際シミュレーションをやってみると、今、ご説明があったような、様々な課題が出てきました。このまま行きますと市民さんや議会の理解は得られないだろうというふうに思っております。

なので、収入を増やす料金改定ということを第一に考えますと、それを達成するためには、方針を変えて、現行一律アップという方向で進めるしかないと私の方は考えております。

ただ、今回もし仮にこれでいったとしても、また次のステップで、当初の目的であった、口径別料金体系の導入についても引き続き検討をしていく必要はあるのかなと思います。

【委員】

審議会の1回、2回の中で、用途別の料金体系については、不公平感があるという話を何度も聞いております。それで最初は、協議の中で用途別を廃止して口径別、用途別を改定していくという話でした。

ですが、また用途別に戻るということで、市民の理解は得られるのかどうかというのが、私はよくわかりません。どうなのでしょう。

【庶務】

ご指摘のとおり、現行一律アップ、用途別料金体系とした場合、費用負担の公平性などの課題は残ることになります。ただし、現行一律アップの場合でも、基本料金割合を上げていくことで、水道事業の経営基盤の強化と原価割れの改善というところで、改善を図ることが可能と考えております。

改善できなかった課題につきましては、次回の料金改定で、再度検討してまいりたいと考えているところです。

【委員】

(検討④)は7m³から行ったときには、845円+35円で880円で、たかが35円のことと思われるかもしれません。

空き家の人たちや、事務所など水道を全然使っていないところとか、東大阪市でそういう利用をされているところは結構、多いです。ですので、基本水量を廃止して、(従量料金の水量は)ゼロからお願いしますっていうことを言ったわけです。

【庶務】

空き家の状況については、そのデータを今持っていないので、調べさせていただきたいと思います。

空き家をもし増やさないということで考えるならば、それは基本水量というのはある方がいいと思います。廃止するのではなく。

今、ご指摘のあった空き家のデータについては、調べさせていただきます。

【委員】

空き家の人たちもきちんと契約して、基本料金は払いますっていうことです。使っていないのなら基本料金の845円だけで良いと思います。

東大阪市は、水道の契約をしていて7m³までの利用者がとても多いです。

やはり、ゼロから始めていただきたい。

【会長】

今までいただいたご意見を勘案すると、今回、現行一律アップも課題を抱えていますし、ここまで我々が始めた議論と違う形、方針転換という形になってしまいますけれども、現行一律アップもやむを得ないという意見が多いように思います。

【会長】

これまでの審議を踏まえすと、「検討④」というのが、シミュレーションの結果が一番いいという形ですが、7m³のところは44.7%もアップするという、全体で13%の値上げというような中で、公共用など多くの値下げが出てくるということで、解決の難しい問題が残っています。

昨今、ご存知のように電気料金が上がってきています。その他様々な物の価格が上がってきています。コロナに対する経済対策の緩和。ウクライナ情勢。それから、日米の金利格差による超円安。アメリカでは物価の高騰からこれまでにない利上げ幅で政策金利を挙げて行っています。一方、日銀は金利を上げていません。お金は金利の安い方から高い方へ流れますから、円は売られて円安ドル高が進みます。日本の物価の高騰はこれで終わりではなく、むしろこれから進んでいくと経済学者は考えています。

一方で日本の労働賃金というのは、30年間上がりません。日銀は金利をあげたくとも上げられない状況です。つまり、ますます物価が上がり物が買えなくなってくる。知らない間に私たちは貧乏になっていくというような状態が続くというふうに考えられます。

この④の案というのがいいのはいいですが、その他のものが、価格が上がっていく中、水道料金、最後のライフラインで一番重要な水道料金というものが上がっていくということで、やはりこの44.7%というのはなかなか厳しいんじゃないかなというふうに思います。

それで、予定とは違いますが、現行一律アップ（基本水量あり）というのを、考えていきたい、これを答申として出していきたいというふうに考えています。

また、東大阪市では、平成13年以降、20年間、料金値上げ、料金改定をしてこなかったのですが、今後は水需要が減少する中でも、水道施設の計画的な更新ができるよう、経営状況を定期的に検証し、料金改定を検討する必要があります。

なお、料金改定を市民や企業等の利用者へ広報する際は、広く適切に理解が得られるよう、細やかに対応することが求められます。

次回の審議会で提示する答申（案）におきましては、そういったことを十分に踏まえたうえで審議会での課題の抽出、検討の経過、料金改定案で改善できる課題、残った課題などを含め、理解していただきやすいものにしていただきたいと思います。

【委員】

結論的には、この料金一律アップというので決定ということですか。

【庶務】

委員の皆様のご意見を聞いたところではそういうふうになるかなというふうに思っております。

【委員】

この現行一律アップの中で、浴場用というのはほとんど取り上げておられないんですけども、これは、ほぼ同じ形で行かれるのですか。

【庶務】

浴場用につきましては、公衆浴場法によりまして、許可を受けた公衆浴場で、かつ物価統制令に基づいて、入浴料金が定められている場合に適用となります。

口径別導入で、今まで検討してきた際にも、浴場用の料金水準につきましてはなるべく現行からの値上げがないように設定して検討してきたところです。

このようなことから、現行一律アップとする場合につきましても、浴場用については現行どおりを原則にしたいというふうに考えております。

【委員】

現行一律アップのケースについて、基本水量の廃止パターンと基本水量のあるパターンの2つあると思いますが、どちらを採用していくかとか、考え方とかありますか。

【庶務】

基本水量を廃止すると、基本水量以下での節水努力を料金に反映させることができます。一方で、基本水量を廃止した場合は、月に7 m³程度の利用者、単身世帯の方が多いと想定されますが、その値上げ幅が大きくなります。

このことから、基本水量の廃止についても今回、慎重に判断する必要があると考えます。

【会長】

今日ご覧いただいた通り、基本水量ありと廃止とで比べてみますと、料金に関しては基本水量ありの方が抑えられています。

一方で、料金体系の決定のところ、これまでの懸案事項に関しては、この2つに何ら変わりがないということで、基本水量廃止を選ぶ理由がありません。

基本水量ありということで、できるだけ消費者への料金アップの負担を減らすために、

プラス 142 円の 24.3%を採用したいというのが、事務局の案です。

【委員】

基本水量を廃止しないということについては、市民に理解してもらうために、納得いく PR 活動をしていただきたい。

【会長】

今回は、財政的なリスク、地政学的リスク、経済リスクなど、いろいろなリスクが、ここ数十年なかったようなことが、一気に押し寄せてきていまして、水道行政に関しては、一番抑えられるような状況にさせていただければありがたいと思います。

口径別、基本水量の廃止については、今後の審議会の方にゆだねたい。今回は事務局の提案したものを答申として出させていただけたいと思います。

次回の第 3 回審議会では、答申案の確認、答申へと続いていきます。引き続き委員の皆さま方のご協力をお願いいたします。

第 3 回審議会は 8 月 2 日（火）、13：30 より開催予定ですので、ご参集をよろしく願いします。

4 閉会